

農耕作業用トラレーラをけん引する
農耕トラクタの



公道走行 ガイドブック

けん引式農作業機をけん引する農耕トラクタが 公道走行できるようにしました

この程、国土交通省がけん引式農作業機を、
道路運送車両法上の小型・大型特殊自動車に位置付け、
「農耕作業用トラレーラ」として公道走行が可能になりました



農耕作業用トラレーラとして公道走行する場合には、
保安基準や構造要件などの一定の条件を満たす必要があります



本ガイドブックは、どうすれば一定の条件を満たし公道走行することができるのかについて、
農機販売店の皆様にお知らせするためのものです

お問い合わせ

一般社団法人 日本農業機械工業会
TEL 03-3433-0415

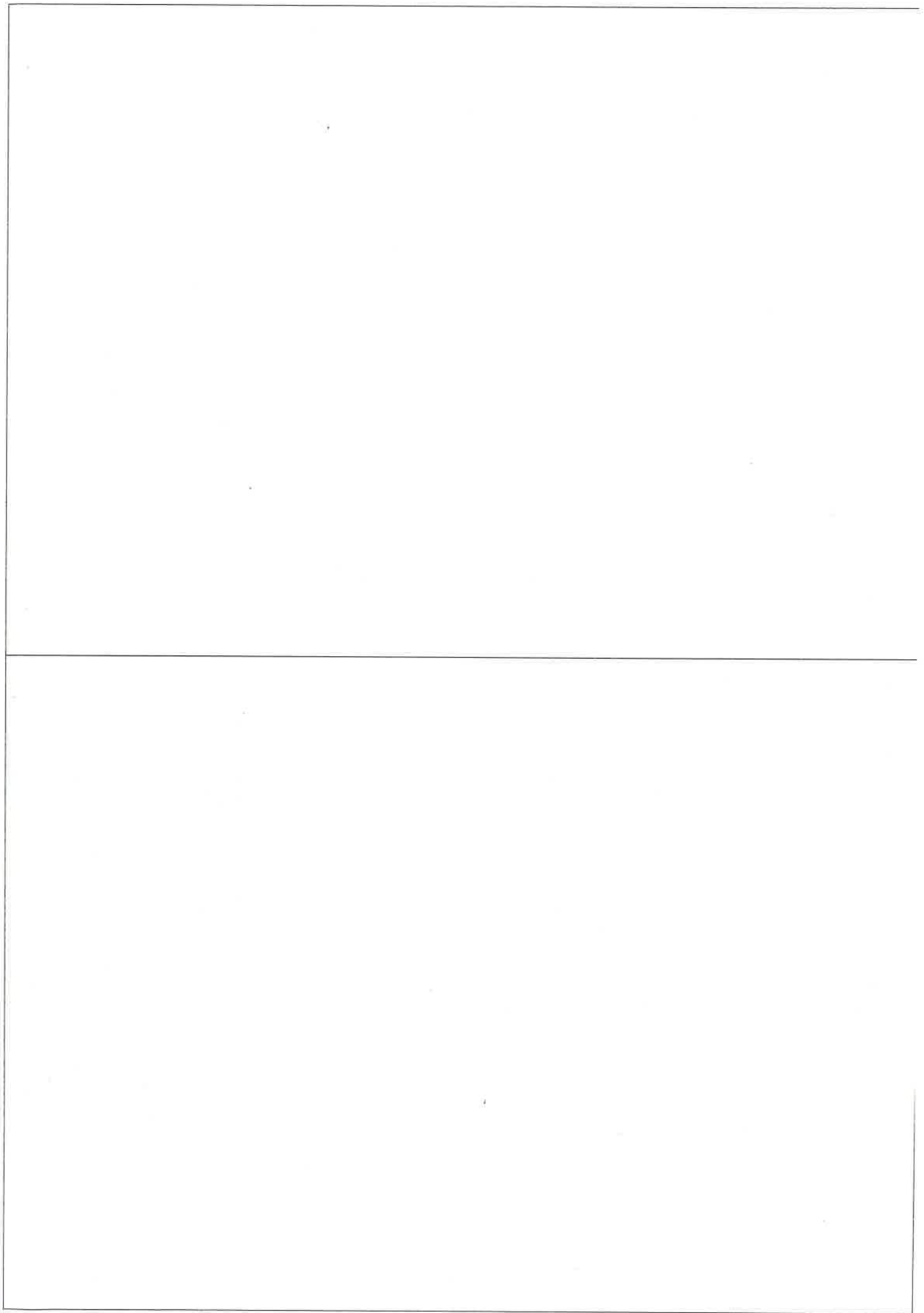
日農工ホームページ: <http://www.jfmma.or.jp>



目次

- ① どのような農耕トラクタが、道路走行できるのでしょうか?..... 1
- ② どのような作業機でも、けん引して道路走行してもかまわない?..... 1
- ③ どのような対応をすれば、道路走行してもかまわない?..... 2
- ④ まとめ..... 8

一般社団法人 日本農業機械工業会
[令和2年3月(Ver. 1.0)]



1 どのような農耕トラクタが、道路走行できるのでしょうか？



けん引式農作業機をけん引していない状態で、道路運送車両の技術基準（保安基準）の適合性を確保できる農耕トラクタ（小型特殊自動車及び大型特殊自動車）しか道路走行できません。

けん引式農作業機をけん引していない状態で道路走行できない農耕トラクタか否かを確認してください。大抵の場合、農耕トラクタ製造メーカー発行の取扱説明書に記載されています。

2 どのような作業機でも、けん引して道路走行してもかまわない？

今回の改正により、各種農耕作業を行うものや農業機械等の運搬を行うけん引式農作業機は、保安基準や構造要件等の一定の条件の下で、道路運送車両法上、大型・小型特殊自動車に分類される「農耕作業用トラクタ」として新たに位置付けられ、道路走行が可能になりました。この農耕作業用トラクタのけん引車は農耕トラクタに限定されます。農耕作業用トラクタは農耕トラクタとは別の車両として扱われます。また、積載可能な物品は農耕作業に必要なものに限られています。

直装タイプの作業機

◎ 直装タイプの作業機は、既に運用が見直されています

〈後方装着〉

- ・ロータリ
- ・ハロー
- ・ブロードキャスタ
- ・碎穂り機
- ・ライムソウ
- ・フームスプレーヤー
- ・他



〈前方装着〉

- ・フロントローダー
- ・他



けん引式農作業機

◎ 改正されました

- ・ロールベラー
- ・トラレー
- ・マニユアスプレッダ
- ・バキュームカー
- ・他



どのような対応をすれば、道路走行してもかまわない？

次の(1)～(11)の諸条件及び保安上の制限を満たした場合、道路を走行できます。

(1) 許可/検査登録に関して

農耕作業用トラクターは、けん引自動車であることから、けん引車である農耕トラクタの最高速度により車種区分が決まり、下表のとおり申請や検査登録が必要となります。

けん引車の農耕トラクタの種別	農耕作業用トラクターの種別と手続
小型特殊自動車	<p>【小型特殊自動車】</p> <p>一般的な大きさのもの^{※1}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者(農業者)が農耕作業用トラクターに一定の条件を満たす対応を図ることで、個別に地方運輸局長から基礎緩和の認定を、道路管理者から特殊車両通行許可を受ける必要はありません。 ・幅が2.5mを超えるもの ・道路管理者(地方運輸局長、各都道府県、各市町村等)に対し、個別に特殊車両通行許可を受ける必要があります。 ・個別に地方運輸局長から基礎緩和の認定を、道路管理者から特殊車両通行許可を受ける必要はありません。 <p>※1 一般的な大きさとは、全幅2.5m、全長12m、全高3.8mを超えないこと。</p>
大型特殊自動車(上記以外のもの)	<p>【大型特殊自動車】</p> <p>一般的な大きさのもの^{※2}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管轄の運輸支局等で検査登録が必要です。 ・長さ12m又は高さ3.8mを超えるもの、その他オーバervoル等の基準を超えるもの ・個別に地方運輸局長から基礎緩和の認定を、道路管理者から特殊車両通行許可を受ける必要があります。 ・管轄の運輸支局等で検査登録が必要です。 <p>※2 農耕トラクタと農耕作業用トラクターの運転全長が12mを超える場合は、道路管理者(地方運輸局長、地方自治体等)から、特殊車両通行許可を受ける必要があります。</p>

※いずれの場合も農耕作業用トラクター、農耕トラクタの使用が、保安基準適合性を確保する必要があります。

※農耕トラクタと農耕作業用トラクターの運転全長が12mを超える場合、道路管理者(地方運輸局長、地方自治体等)から、特殊車両通行許可を受ける必要があります。

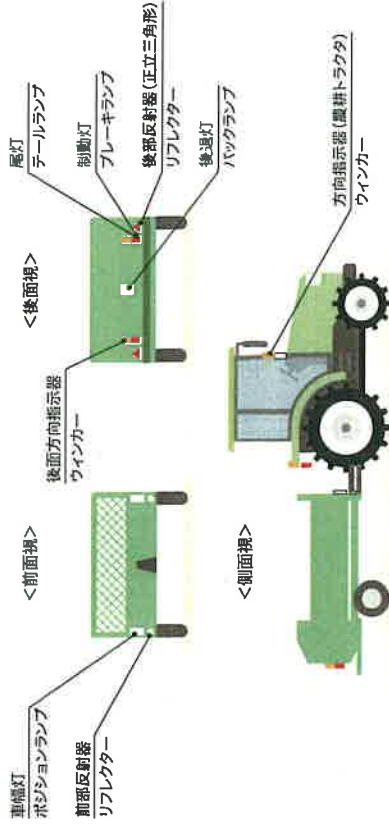
後面方向指示器(ウインカー)

検査基準項目	項目	検査基準等の基準値	
41条	性能 ・取付位置等	見え付け	けん引自動車の車両中心線上、後方30mの距離から指示部が見通せる位置に、少なくとも左右各1個備えること。 (けん引自動車とけん引自動車とを連続した状態における長さ6m未満となるけん引自動車を除く。)
		性能距離	空周において点灯指示方向100mから、点灯を識別できること。 (光源が15W以上10W以下で照度部の大きさが長さ6m以上の自動車の場合10cd以上、長さ5m未満の自動車の場合は10cd以上)又は投光器式指定灯(ビーム照射部)はこれに準ずる仕様とする。若し、光源が投光器、又はレンズ面が等しく照射しているものでないこと。
		灯光の色	灯光の色は橙色であること。
		点滅回数	点滅回数は60～120回/分で、一定範囲であること。
		対称取付	方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取付のこと。(車体の形状が左右対称でない自動車を除く。)
構造面方向	取付位置	指示部の蒙付縁間隔は車幅が1,200mm以上の自動車は600mm以上、1,200mm未満の自動車は400mm以上であること。	
	取付要件	指示部の上下の高さは真上2,300mm以下であること。 指示部の下縁の高さは真上350mm以上であること。	
		灯部の蒙付縁及びレンズ取付縁に凹凸、がたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。	

(2) 灯火器及び反射器の取付位置に関して

① 農耕作業用トラクターとして公道を走行するためには、次の灯火器及び反射器を備える必要があります。

灯火器及び反射器



※農耕トラクタと農耕作業用トラクターの運転状態で農耕トラクタの側面から方向指示器の灯火が確認できる必要があります。
※農耕トラクタと農耕作業用トラクターの運転全高が6m未満の場合は、農耕作業用トラクターの後部方向指示器は不要です。

後進灯(バックランプ)

保安基準事項	項目	保安基準等の基準量
30条	備え付け	けん引自動車には、後進灯を備えること。
	性能	足明にその前方100mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、照射光線は単の交通を妨げないものであること。(前照灯が15V以上75W以下で照度照度の大きさが20cd以上又は設置型式指定品(マーク番号品)若しくはこれに準ずる性能を有するものは、標準に適合する。) 灯体が引出し、又はレンズ面が突出し付いているものでないこと。
	灯光の色	白色であること。
	灯光の取	1.期又は2期であること。
40条	取付位置	照度照度の下縁の高さは地上250mm以上であること。
	取付位置	対なる後進灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。(対称の外形の自動車は、可能を取りこれを満たすこと。)
	取付要件	灯器の取付部及びレンズ取付部に曇り、かたがたない等性能を損なわないように取り付けられていること。
	構造	けん引自動車の駆動装置を後進の位置に操作しており、かつ、前照灯の軸動装置を前進の位置に操作している場合のみ点灯すること。

制動灯(ブレーキランプ)

保安基準事項	項目	保安基準等の基準量
30条	備え付け	けん引自動車の後面の両側には、制動灯を備えること。
	性能	足明にその前方100mの距離から点灯を確認できること。 (前照灯が15V以上75W以下で照度照度の大きさが20cd以上又は設置型式指定品(マーク番号品)若しくはこれに準ずる性能を有するものは、標準に適合する。) 灯器が引出し、又はレンズ面が突出し付いているものでないこと。
	灯光の色	赤色であること。
	取付位置	照度照度の下縁の高さは、地上2,100mm以下であること。
30条	取付位置	照度照度の下縁の高さは、地上350mm以上であること。 (セミトラクタ等であつてその自動車の構造上350mm以上となるように取り付けることができるもの) にあつては、取り付けることができるのは、取付位置の高さであること。
	取付位置	照度照度の下縁の高さは、地上400mm以内であること。
	取付要件	車両中心線に對して左右対称に取り付けられていること。 (ただし、後面形状が等対称の自動車は除く。)
	構造	灯器の取付部及びレンズ取付部に曇り、かたがたない等性能を損なわないように取り付けられていること。
30条	取付位置	けん引自動車又は当該けん引自動車の主制動装置操作時のみ、点灯のこと。
	構造	尾灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの赤色が尾灯のみを点灯したときの光度の5倍以上となる構造であること。

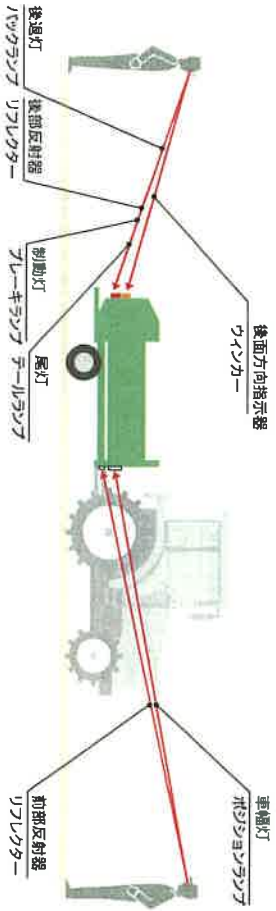
② 特定小型特殊自動車※の農耕トラクタのみによりけん引する場合、一部灯火器類を省略できます。

※全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下、かつ最高速度15km/h以下の農耕作業用小型特殊自動車(以下「特定小型特殊自動車」という。)



特定小型特殊自動車(全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下、かつ最高速度15km/h以下の農耕トラクタ)のみによりけん引されるものは、車輪灯、尾灯、制動灯及び後進灯については取付義務がないので備える必要はありません。なお、その場合でも、前部反射器、後部反射器及び方向指示器は取付義務があるため備える必要があります。

灯火器類の視認性確認



灯火器	確認位置	確認距離
車燈灯 (フロントシヨランツ)	直前に前方300mから確認できること	直前に後方100mから確認できること
前部反射器 (ウフレクター)	直前に前方150mから確認できること	直前に後方100mから確認できること
尾灯 (チールランプ)	直前に後方300mから確認できること	直前に後方100mから確認できること
後部反射器 (ウフレクター)	直前に後方150mから確認できること	

■道路運送車両の保安基準により、各種灯火器類の取付け位置は以下のように定められています。

灯火器等	取付け位置	白光源の大きさ	灯火器等の面積等
車燈灯 (フロントシヨランツ)※1	最外端から150mm以内(※2)、高さは地上25mm以上210mm以下	白色・5～30W	15cm ² 以上
前部反射器 (ウフレクター)	最外端から40mm以内(※2)、高さは地上25mm以上150mm以下	白色	10cm ² 以上
尾灯 (チールランプ)※1	最外端から40mm以内(※2)、高さは地上35mm以上210mm以下	赤色・5～30W	15cm ² 以上
後部反射器 (ウフレクター)	最外端から40mm以内(※2)、高さは地上25mm以上150mm以下	赤色	一边15～20cmの正立正三角形
制動灯 (ブレーキランプ)※1	最外端から40mm以内(※2)、高さは地上35mm以上150mm以下	赤色・15～60W	20cm ² 以上
後部方向指示灯 (ウインカー)	最外端から40mm以内(※2)、高さは地上35mm以上230mm以下	橙色・15～60W	40cm ² 以上
後退灯 (リアシヨランツ)※1	高さは可能な限り地上25mm以上120mm以下	白色・15～75W	20cm ² 以上

※1 特殊小型乗用自動車(全長1.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下、かつ最高速度150m/h以下の農耕トラクタ)のみにより引られるものは、車燈灯、尾灯、制動灯及び後退灯については取得農耕のないで構える必要はありません。
 ※2 直線上取付けられない場合は、可能な限り直線に取付けください。

尾灯 (チールランプ)

保安基準事項	項目	保安基準等の要領	
		備え付け	性能
37条 尾灯 取付け位置等	性能	直前にその後方300mの距離から点灯を視認できること。 光線が水平面上50m以下で照明部の高さから50cm以上又は傾斜式指定品(ブロー適合品)至しくは引線する性能を有する又は、標準に適合すること。 灯色が引線し、又はレンズ面が赤し(反射しているものではない)こと。	直前にその後方300mの距離から点灯を視認できること。 光線が水平面上50m以下で照明部の高さから50cm以上又は傾斜式指定品(ブロー適合品)至しくは引線する性能を有する又は、標準に適合すること。 灯色が引線し、又はレンズ面が赤し(反射しているものではない)こと。
	取付け位置	照明部の上縁の高さは、地上150mm以上であること。 照明部の下縁の高さは、地上50mm以上であること。 (ブロー適合品)であってその自動車の構造上350mm以上となるように取付けられることができるものにあつては、取付けられることのできる範囲の高さ)	照明部の上縁の高さは、地上150mm以上であること。 照明部の下縁の高さは、地上50mm以上であること。 (ブロー適合品)であってその自動車の構造上350mm以上となるように取付けられることのできる範囲の高さ)
取付け要件		取付け位置	照明部の最外縁は、最外端から400mm以内であること。 車両中心面に対して左右対称の位置に取り付けられていること。(後面形状が非対称の自動車を除く。)
		取付け要件	灯器の取付け部及びレンズ取付け部に腐み、かたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。

後部反射器 (ウフレクター)

保安基準事項	項目	保安基準等の要領	
		備え付け	性能
37条 後部反射器	性能	直前にその後方150mの距離から進行方向制動灯で照らしたとき、その反射光を照射位置から確認できること。 (反射部の大きさが10cm以上又は傾斜式指定品(ブロー適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、反射率が引線し、又は反射面が赤し(反射しているものではない)こと。	直前にその後方150mの距離から進行方向制動灯で照らしたとき、その反射光を照射位置から確認できること。 (反射部の大きさが10cm以上又は傾斜式指定品(ブロー適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、反射率が引線し、又は反射面が赤し(反射しているものではない)こと。
	取付け位置	反射部の上縁の高さは、地上150mm以下であること。 反射部の下縁の高さは、地上250mm以上であること。	反射部の最外縁は、自動車の最外端から400mm以内であること。 車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。(後面形状が非対称の自動車を除く。)
	取付け要件	反射部の取付け部及びレンズ取付け部に腐み、かたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。	

(9) 灯火器類の保安基準適合要領

車幅灯(ポジションランプ)

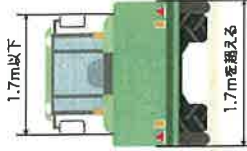
保安基準項目	項 目	保安基準等の基準値
3 4 条	備え付け	けん引自動車の前面の両側には車幅灯を備えること。 夜間にその前方300mの距離から点灯を認識できること。 (光量が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm以上又は純粋型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、基準に適合する。) 灯色が明滅し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
	性能	2個又は4個であること。
3 4 条	灯光の色	白色であること。 ただし、方向指示灯との機台式、組合式(構造上一体となっているもの)又は兼用式のものは黄色でもよい。
	取付位置等	照明部の上縁の高さは、地上2,100mm以下であること。 照明部の下縁の高さは、地上250mm以上であること。
3 4 条	取付位置	けん引自動車にあっては、照明部の体外縁は、体外縁から150mm以内であること。
	取付要件	車両中心面に對して左右対称の位置に取り付けられていること。(前面形状が非対称の自動車を除く。)
3 4 条	構造	灯蓋の取付部及びレンズ取付部に曇り、がたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。
	構造	車幅灯は、尾灯と同時に点灯及び消灯できる構造でなければならない。

前部反射器(リアフレクター)

保安基準項目	項 目	保安基準等の基準値
3 5 条	備え付け	けん引自動車の前面には、前部反射器を備えること。
	形状	反射器は、三角形以外の形状であること。
3 5 条	性能	夜間にその前方150mの距離から進行用前照灯で照らしたとき、その反射光を照射位置から確認できること。 (反射部の大きさが10cm以上又は純粋型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、基準に適合する。) 反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。
	取付位置	白色であること。 反射器の上縁の高さは、地上1,500mm以下であること。 反射器の下縁の高さは、地上250mm以上であること。
3 5 条	取付位置	反射器の体外縁は、けん引自動車の体外縁から400mm以内であること。
	取付要件	車両中心面に對して対称の位置に取り付けられていること。(前面形状が非対称の自動車を除く。)
3 5 条	取付要件	反射器の取付部及びレンズ取付部に曇り、がたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。
	取付要件	

(3) 特定小型特殊自動車の後写鏡に関して

特定小型特殊自動車(全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下、かつ最高速度15km/h以下の農耕トラクタ)が全幅1.7mを超える農耕作業用トラレーザをけん引する場合は、農耕トラクタの左右両側に後写鏡(バックミラー)を備える必要があります。(運転者席において、農耕作業用トラレーザの外側端上50mまでの間にある車両の交通状況や農耕トラクタ及び農耕作業用トラレーザの左外側縁付近の交通状況を確認できること)



(4) 連結時の安定性に関して

農耕トラクタと農耕作業用トラレーザ(空車状態)を連結した際に、最大安定傾斜角度が30度以上又は35度以上(車両総重量が車両総重量の1.2倍以上又は積載により重心高さが上がるもの)である必要があります。ただし、この基準を満たさない場合には、以下の制限事項を遵守することにより道路を走行できます。(ただし、最高速度が15km/h以下の農耕トラクタは除く)

- ・運行速度を15km/h以下とすること
- ・農耕作業用トラレーザの後面には、運行速度が15km/h以下であることを表示すること
- ・農耕トラクタの運転者席及び後面に、けん引時の運行速度が15km/h以下であることを表示すること
- ・保安上の制限を受けた自動車の標識(▽)を農耕トラクタ及び農耕作業用トラレーザの後面に表示すること

(5) 制動装置及び連結時の制動性能に関して

農耕トラクタと農耕作業用トラレーザを連結した際に、基準に適合した制動装置を備える必要があります。ただし、この基準を満たさない場合には、以下の制限事項を遵守することにより道路を走行できます。(ただし、最高速度が15km/h以下の農耕トラクタは除く)

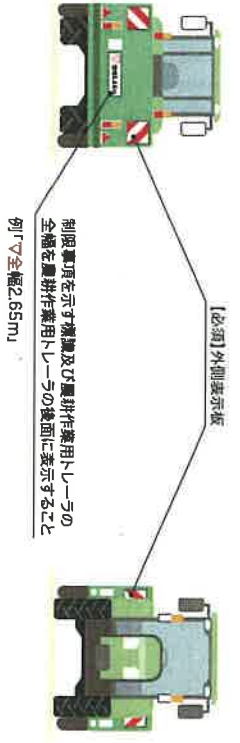
- ・運行速度を15km/h以下とすること
- ・農耕作業用トラレーザの後面には、運行速度が15km/h以下であることを表示すること
- ・農耕トラクタの運転者席及び後面に、けん引時の運行速度が15km/h以下であることを表示すること
- ・保安上の制限を受けた自動車の標識(▽)を農耕トラクタ及び農耕作業用トラレーザの後面に表示すること

■最大安定傾斜角度を満たさない場合及び制動装置が未装備の場合のイメージ



(6) 農耕作業用トラクタの全幅が2.5mを超過する場合、若しくは農耕作業用トラクタ連結時全長が12mを超過する場合に関して

- ①農耕作業用トラクタの全幅が2.5mを超過する場合、道路管理者(地方整備局、地方自治体等)から、特殊車両通行許可を得る必要があるほか、以下の制限事項を遵守することにより道路を走行できます。
 - ・農耕作業用トラクタの前面及び後面の両側の可能な限り最外側に、外側表示板を備えること
 - ・農耕作業用トラクタの後面に、全幅を表示すること
 - ・農耕トラクタの運転者席に、農耕作業用トラクタの全幅を表示すること
 - ・保安上の制限を受けた自動車の標識(▽)を農耕作業用トラクタの後面に表示すること
- ※農耕作業用トラクタの全幅が2.5m以下であっても、安全性(後述)向上を目的として、外側表示板を備えることができます。

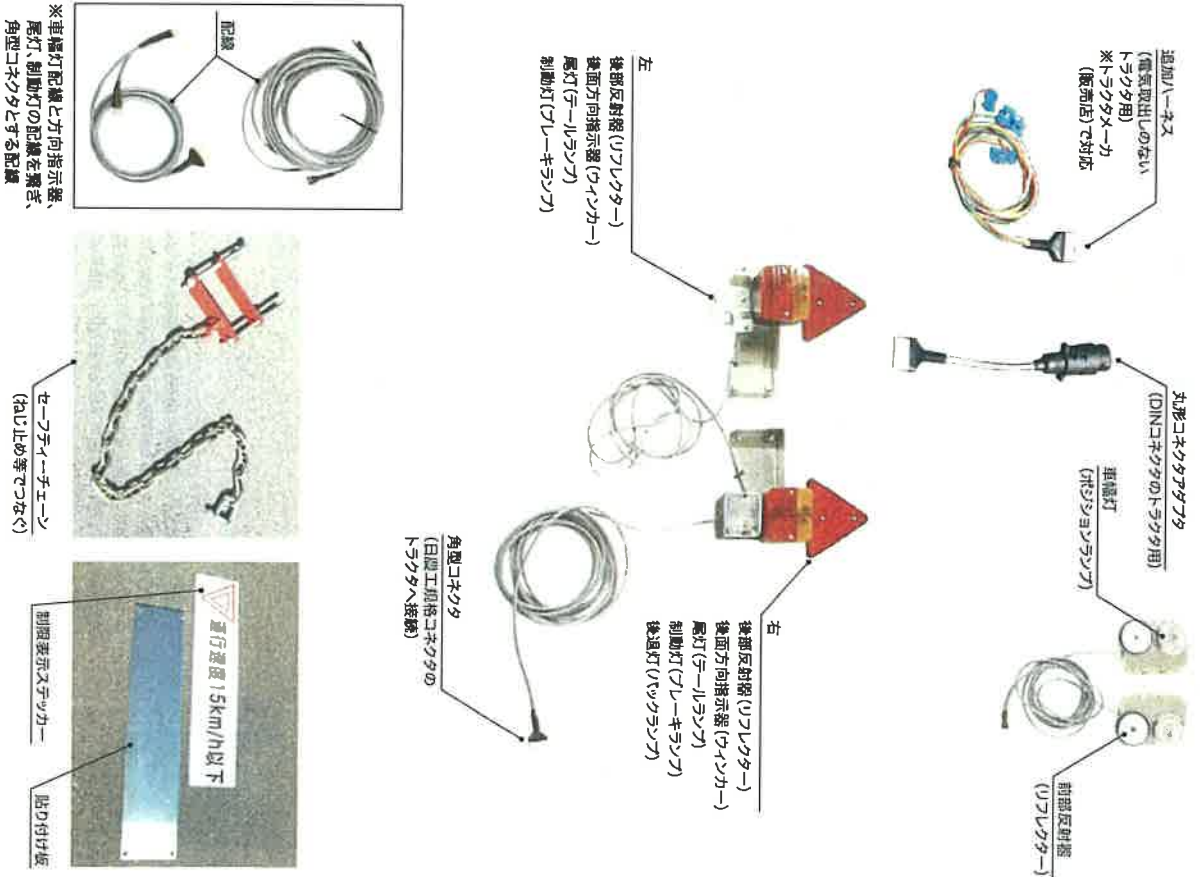


②農耕トラクタと農耕作業用トラクタの連結全長が12mを超過する場合、道路管理者(地方整備局、地方自治体等)から、特殊車両通行許可を得る必要があります。なお、個別の寸法が12mを超える場合には地方運輸局にご相談ください。

(7) けん引車(農耕トラクタ)の基準緩和に関して

- ①前記3-(4)安定性、3-(5)制動装置、3-(6)全幅の緩和を受ける農耕作業用トラクタをけん引する農耕トラクタにあつては、以下の制限事項を遵守することにより道路を走行できます。
 - ・農耕作業用トラクタけん引時の運行速度は15km/h以下とすること(安定性、制動装置の緩和を受けるもの)
 - ・農耕トラクタの運転者席及び後面に、けん引時運行速度は15km/h以下であることを表示すること(安定性、制動装置の緩和を受けるもの)
 - ・農耕トラクタの運転者席に、農耕作業用トラクタの全幅を表示すること(全幅の緩和を受けるもの)
 - ・保安上の制限を受けた自動車の標識(▽)を農耕トラクタの後面に表示すること(共通)
- ②車両総重量が7tを超える農耕トラクタにあつては、農耕作業用トラクタをけん引する場合にはABSを備える必要があります。ただし、未装備の場合には、以下の制限事項を遵守することにより道路を走行できます。
 - ・農耕作業用トラクタけん引時の運行速度は15km/h以下とすること
 - ・農耕トラクタの運転者席及び後面に、けん引時運行速度は15km/h以下であることを表示すること
 - ・保安上の制限を受けた自動車の標識(▽)を農耕トラクタの後面に表示すること

(8) 既販売の農耕作業用トラクタの対応キットイメージ



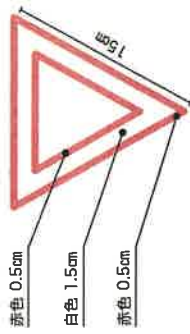
(5) 制限標識

前記3- (4)、3- (5)、3- (6) 及び3- (7) の標和項目に該当し制限を受ける場合は、制限標識を後面の見やすい位置に告示しなければなりません。

制限を受けた自動車の標識

道路運送車両法施行規則第五十四条第十九号様式 (制限を受けた自動車の標識)

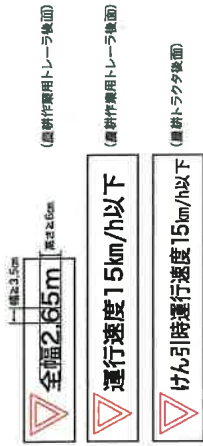
※形状は側立正三角形とすること
※寸法、色を反映させること



(6) 全幅、制動装置及び最大安定傾斜角度の標和を受ける場合

全幅や制限速度の表示

- ・農耕作業用トラレーラを連結した状態の全幅表示例 (農耕作業用トラレーラ後面)
- ・最大安定傾斜角度の基準を標和された場合は、運行速度15km/h以下の制限速度を表示すること (農耕トラクタ後面、農耕作業用トラレーラ後面)
- ・基準に適合する制動装置の未装備を標和された場合は、運行速度15km/h以下の制限速度を表示すること (農耕トラクタ後面、農耕作業用トラレーラ後面)
- ・全幅や制限速度を農耕トラクタ運転席にも表示すること
- ・全幅や制限速度の両方の標和を受ける場合は「全幅」→「制限速度」の順に表示すること
- ・表示スペースが広く取れない場合、別々に表示しても可。制限を受けた自動車の標識(▽)はひとつでも可



(7) 反射器、灯火器、外側表示板のイメージ

各メーカーから雑器品や取付け要領等が準備される見通しです。

反射器



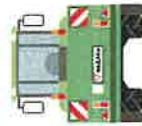
灯火器

尾灯、制動灯、方向指示器 (ウインカー)



外側表示板

セブラシート
寸法28.2cm x 28.2cm以上



後進灯 (バックランプ)



赤色正立三角形 (後面)



車幅灯 (ポジションランプ)

機体を見てセブラが上図のように外周きになるように備えること

(8) 農耕作業用トラレーラの構造要件 (分離時の連結維持構造) に関して

農耕トラクタが農耕作業用トラレーラをけん引した際に、不慮に連結装置 (ドローパー等) が分離したときでも農耕トラクタと農耕作業用トラレーラの連結を保つことができる構造でなければ道路走行できません。セーフティーチェーン等を備え、けん引時にはセーフティーチェーン等をねじ止め等であらゆる道路を走行していただく。



セーフティーチェーン (ねじ止め等をつなぐ)

(9) かじ取り車輪の分担保重に関して

農耕トラクタと農耕作業用トラレーラを連結した状態で、農耕トラクタのかじ取り車輪にかかる荷重が農耕トラクタ車両総重量の20%未満では道路走行できません。フロントウェイト等を追加装着し、20%以上になるようにして道路を走行していただく。

(10) けん引免許に関して

全長4.7m、全幅1.7m、全高2.0m (安全キャブや安全フレームの高さ2.8m)、及び最高速度15km/hのいずれかを超える農耕トラクタで、車両総重750kgを超える農耕作業用トラレーラをけん引し道路を走行する運転者は、大型特殊免許 (農耕用に限る) を含む) の他にけん引免許 (農耕用に限る) を含む) を取得している必要があります。

(11) その他

農耕作業用トラレーラは、農耕作業や運搬作業を行うための特殊自動車として位置付けられています。このため、けん引車は農耕トラクタに限られ、積載物品は農業機械、農業資材、農産物等の農耕作業に必要なものに限られています。また、前記(6)及び(10)にあるように、道路交通法や道路法等を遵守していただく必要があります。

4 まとめ

(1) 運転免許

農耕トラクタで、農耕作業用トラクタけん引し道路を走行するためには、以下の運転免許を取得している必要があります。
 ※農耕作業用トラクタけん引時の運転免許は、けん引する農耕トラクタの大きさや速度により判断されます。

種類	農耕トラクタの寸法が全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下(安全キックアップ機能の設置が28m以下)、かつ質量が1500kg以下の場合	左記の寸法又は質量が1500kgをDとして、Dを上回る場合	大型特殊免許(農耕用に限る、も含む) けん引免許(農耕用に限る、も含む) (けん引質量が750kgを超える農耕作業用トラクタけん引時は要)
必要な運転免許	小型特殊免許(運転免許外)	大型特殊免許(農耕用に限る、も含む) けん引免許(農耕用に限る、も含む)	

(3) 基準緩和項目と制限事項の整理

灯火器類の装備・取付位置、安定性、制動装置及び幅で基準緩和されると、以下の制限事項に対応する必要があります。

基準緩和項目	制限事項	制限事項①	制限事項②
灯火器類の装備(対象の灯火器類: 車幅灯(ホシシヨウランプ)、尾灯(テールランプ)、制動灯(ブレーキランプ)、後方向指示器(ウイングランプ)、後進灯(バックランプ)) ※当該緩和を行なう農耕作業用トラクタであっても、保安基準に定める制動装置、後部反射鏡及び方向指示器の装備が義務付けられます。	農耕作業用トラクタの車幅が40mを超える灯火器類がある場合(車幅灯にあっては15m)	農耕トラクタと農耕作業用トラクタの全長12m、全幅2.5m、全高3.8m以下の場合	農耕トラクタと農耕作業用トラクタの全長12m、全幅2.5m、全高3.8mのいずれかを超過する場合 制限事項①に対応すること ・道路管理者(国・道: 地方整備局、県道: 各都道府県、市道: 各市町村)から、特殊車両通行許可を得ること ・農耕作業用トラクタの前面及び後面の両側の可能な限り、車外側に、外側表示板を備えること ・農耕作業用トラクタの全幅を農耕作業用トラクタの後面に表示すること ・制動を受けた自動車の側面(V)を農耕作業用トラクタの後面に表示すること ・農耕トラクタと農耕作業用トラクタの寸法が12mを超過する場合は、道路管理者(地方整備局、地方自治体等)から、特殊車両通行許可を得る必要があります ・農耕作業用トラクタの全長12m、全高3.8mのいずれかを超過する場合は、地方運輸局長に個別緩和申請をする必要があります
灯火器類の取付位置(対象の灯火器類: 車幅灯(ホシシヨウランプ)、前部反射鏡(ウイングランプ)、尾灯(テールランプ)、後部反射鏡(ウイングランプ)、制動灯(ブレーキランプ)、後方向指示器(ウイングランプ))	農耕作業用トラクタの車幅が40mを超える灯火器類がある場合(車幅灯にあっては15m)	制限事項①に対応すること ・けん引自動車は農耕トラクタに限る ・積載物品は農耕作業に必要なものに限る	制限事項②に対応すること ・けん引自動車は農耕トラクタに限る ・積載物品は農耕作業に必要なものに限る
安定性	農耕トラクタと農耕作業用トラクタ(空車状態)を連結した際に、最大安定傾斜角度が30度以上又は35度以上(車両重量が車両重量の1.2倍以上又は、積載により重心高さが上がる)の場合 農耕トラクタと農耕作業用トラクタ(空車状態)を連結した際に、最大安定傾斜角度が30度以上又は35度以上(車両重量が車両重量の1.2倍以上又は、積載により重心高さが上がるもの)に満たない場合	制限事項①に対応すること ・けん引自動車は農耕トラクタに限る ・積載物品は農耕作業に必要なものに限る	制限事項②に対応すること ・けん引自動車は農耕トラクタに限る ・積載物品は農耕作業に必要なものに限る
制動装置	農耕トラクタと農耕作業用トラクタを連結した際に、基準に適合する制動装置を装備している場合 農耕トラクタと農耕作業用トラクタを連結した際に、基準に適合する制動装置が未装備の場合	制限事項①に対応すること ・けん引自動車は農耕トラクタに限る ・積載物品は農耕作業に必要なものに限る	制限事項②に対応すること ・けん引自動車は農耕トラクタに限る ・積載物品は農耕作業に必要なものに限る
制動装置(ABS)	農耕作業用トラクタけん引する際に、車両重量が7tを超える農耕トラクタにABSを備えている場合 農耕作業用トラクタけん引する際に、車両重量が7tを超える農耕トラクタにABSを備えていない場合	制限事項①に対応すること ・けん引自動車は農耕トラクタに限る ・積載物品は農耕作業に必要なものに限る	制限事項②に対応すること ・けん引自動車は農耕トラクタに限る ・積載物品は農耕作業に必要なものに限る

(4) その他

留意事項	走行条件
分離時の連結装置構造 ※基準緩和項目にはないが特に留意すべきこと かじ取り車輪にかかる荷重 ※基準緩和項目にはないが特に留意すべきこと	けん引自動車は農耕トラクタに限る ・けん引自動車は農耕トラクタに限る ・積載物品は農耕作業に必要なものに限る ・けん引自動車は農耕トラクタに限る ・積載物品は農耕作業に必要なものに限る

(2) 保安基準の適合性の確認

自動車の種別によって申請/検査登録の要件が異なります。

自動車の種別	小型特殊自動車	大型特殊自動車
保安基準への適合性確認	保安基準への適合性確認 車・車両はない。	保安基準(農機従事者)に準じて、車検を行い、自動車検査登録に適合するよう維持することが義務付けられている。検査、登録及び自動車検査登録を備える義務がある。

制限事項① ・運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を遵守すること
 ・けん引自動車は農耕トラクタに限る
 ・積載物品は農耕作業に必要なものに限る

制限事項② ・けん引自動車は農耕トラクタに限る
 ・積載物品は農耕作業に必要なものに限る

制限事項③に対応すること
 ・けん引自動車は農耕トラクタに限る
 ・積載物品は農耕作業に必要なものに限る

制限事項④に対応すること
 ・けん引自動車は農耕トラクタに限る
 ・積載物品は農耕作業に必要なものに限る

制限事項⑤に対応すること
 ・けん引自動車は農耕トラクタに限る
 ・積載物品は農耕作業に必要なものに限る

制限事項⑥に対応すること
 ・けん引自動車は農耕トラクタに限る
 ・積載物品は農耕作業に必要なものに限る

けん引自動車は農耕トラクタに限る
 ・けん引自動車は農耕トラクタに限る
 ・積載物品は農耕作業に必要なものに限る